

生駒市放課後児童クラブ施設整備・運営事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について(公告)

令和3年9月27日

生駒市長 小紫 雅史

記

下記業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

1 業務名

生駒市放課後児童クラブ施設整備・運営事業

2 業務内容及び提出書類

別添「生駒市放課後児童クラブ施設整備・運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

①施設の整備に関しては、令和3年12月15日(水)までに事業に着工し、令和4年4月1日(金)までに開所すること。

②施設の運営に関しては、開所から少なくとも10年程度は継続して運営すること。

(開所後、社会情勢の変化等により、10年程度継続して運営することが困難な場合は、生駒市と協議を行うこととする。)

4 応募資格

応募できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものでなければならない。

(1) 施設提案方式

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を、児童福祉法、生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「条例」という。)及びその他関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政第16号)167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 本市から入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- ④ 納付すべき税を滞納していないこと。
- ⑤ 生駒市暴力団排除条例(平成23年生駒市条例第29号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- ⑥ 本市の既存の放課後児童育成クラブと連携を図るなど、本市の教育・保育行政に積極的に協力できること。
- ⑦ 保護者との交流を図り、保護者の意見を運営に反映させる努力を行うこと。
- ⑧ 保護者及び地域との信頼関係を築けること。
- ⑨ 放課後児童健全育成事業を実施する施設について貸与を受ける場合は、賃借権を設定し登記すること。ただし、以下に該当する場合など、安定的な事業継続が見込まれる場合は賃借権の登記を行わないことができる。

・貸主が地方住宅供給公社又はこれに準ずる法人、その他信用力の高い主体である場合

(2) 施設紹介方式

- ① (1) 施設提案方式の①～⑨と同様とする。
- ② 決定後、速やかに施設所有者等（代理人を含む）と協議を行った上で、施設を賃借又は購入し、施設開設に向けて内装等の改修を行える者であること。施設を賃借又は購入できない場合は、決定を無効とする。

5 提出期限

令和3年9月27日（月）から令和3年10月22日（金）までの午前9時から午後4時までの間に、こども課まで持参すること。（ただし、土・日は除く。また、郵送も不可とする。なお、提出日は事前にこども課まで連絡して調整すること。）